

○古賀市スポーツ大会出場奨励補助金交付規則

平成24年3月30日

教育委員会規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツの全国大会又は国際大会に出場する個人又は団体に対し、古賀市スポーツ大会出場奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、大会への出場を促し、選手の技術を高めるとともに、そのスポーツ活動の支援及び活性化を図り、もって古賀市のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(補助の対象となる大会)

第2条 補助の対象となる大会は、国、地方公共団体又は公益的法人等が主催、共催又は後援するスポーツの大会であって、次の各号に掲げる大会区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、平成30年4月1日から平成34年3月15日までの間に開催されるものに限る。

- (1) 全国大会 地方予選を経て出場資格を取得した全国大会又は競技成績その他の明確かつ厳正な基準のもとに推薦等されて出場する全国大会
- (2) 国際大会 前号に規定する全国大会を経て出場資格を取得した国際大会又は競技成績その他の明確かつ厳正な基準のもとに推薦等されて出場する国際大会

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条に規定する大会に出場するものであって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 個人 次のいずれも満たす個人
 - ア 市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があること。
 - イ 大会要項等に定められた登録選手であること。

ウ 次号に規定する団体の構成員として大会に出場する者でないこと。

(2) 団体 団体として出場するものであって、大会要項等に定められた当該団体の登録選手の半数以上が市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があるもの

(他の補助金等との関係)

第4条 前条の規定にかかわらず、当該大会への出場が、古賀市立中学校部活動大会参加補助金交付規則（平成23年教育委員会規則第5号）による補助金の交付対象となる場合その他本市が行う他の補助事業等の交付対象となる場合は、本補助金の交付対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、古賀市教育委員会に対し、奨励補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、大会開催日の14日前までに申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、大会開催日の前日までに申請することができる。

2 補助金の交付申請は、各交付対象者につき同一年度内に

第2条各号に掲げる大会区分ごとに1回までとする。

3 本補助金は、申請者が当該大会に出場する事実、申請者に係る大会の成績、申請者の写真その他当該大会の出場に関することについて、市の広報誌、市の公式ホームページ等に掲載することを承諾し、かつ、掲載に当たって写真の提供等の協力を行うものに限り、申請することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、奨励補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知す

るものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた申請者は、大会が終了した日から14日以内に大会の成果を記載した事業実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、速やかに古賀市教育委員会へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 教育長は、前条の報告を受けたときは、当該実績報告書の審査により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容を確認した上で、交付すべき補助金の額を確定し、奨励補助金確定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この規則及び古賀市補助金交付規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

【別記】

別表（第5条関係）

| | 個人 | 団体 | | |
|------|-------|--------------------------------------|-------------------|------|
| | 奨励補助額 | 算定対象者 | 奨励補助額 | 限度額 |
| 全国大会 | 1万円 | 大会要項等に定められた登録選手及び監督等であって、市内に住所を有し、 | 算定対象者数に1万円を乗じて得た額 | 10万円 |
| 国際大会 | 3万円 | かつ、生活の拠点を有するもの。ただし、監督等については、2人以内とする。 | 算定対象者数に3万円を乗じて得た額 | 30万円 |